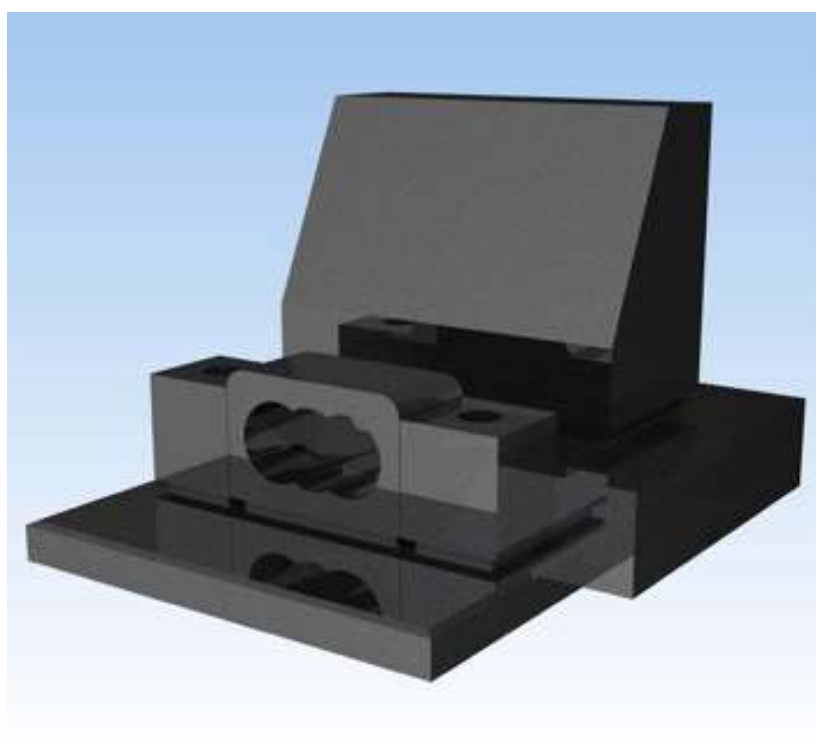


三沢市墓地公園のご案内



三沢市役所

建設部 都市整備課

〒033-8666 青森県三沢市桜町1丁目1番38号

TEL 0176-53-5111(代表)

内線 273

三沢市墓地公園管理事務所

TEL 0176-54-4304

開館時間:午前8時45分から午後4時30分

目 次

三沢市墓地公園の概要	1
三沢市墓地公園案内図	2
使用者の資格	3
墓地の規格と料金	3
永代使用料と管理手数料	3
墓地の種類による墳墓の構築制限等	4
墓地使用上の注意	5
墓地区画の管理について	5
各種申請方法	
墓地申込み	6
墳墓構築申請	7
使用者(名義)の変更	7
住所等の変更	8
許可証の再発行	8
埋葬(他の墓地からの改葬含む)	9
他の墓地へ改葬	9
墓地の返還	10

三沢市墓地公園の概要

三沢市では淋代平の五川目堤周辺に、『三沢市墓地公園』の整備を順次進めております。

昭和59年度から墓地の一部使用開始、平成2年3月には、公園内に墓参者及び市民の休憩所を兼ねた墓地公園管理事務所も完成し、墓地利用者はもとより墓地公園を訪れる皆さんに広くご利用を頂いております。

この墓地は墓参に限らず散策や休憩など、多目的に利用頂くための施設で総面積は19.7ヘクタールで、墓地南側には約6.7ヘクタールの湖沼を有し快適な環境にあります。

また、墓域も年々整備されておりました皆様方にご利用頂けることと思っております。

所在地 三沢市大字三沢字淋代平116番地内

総面積 19.7^{ヘクタール}(うち墓域約8.3^{ヘクタール})

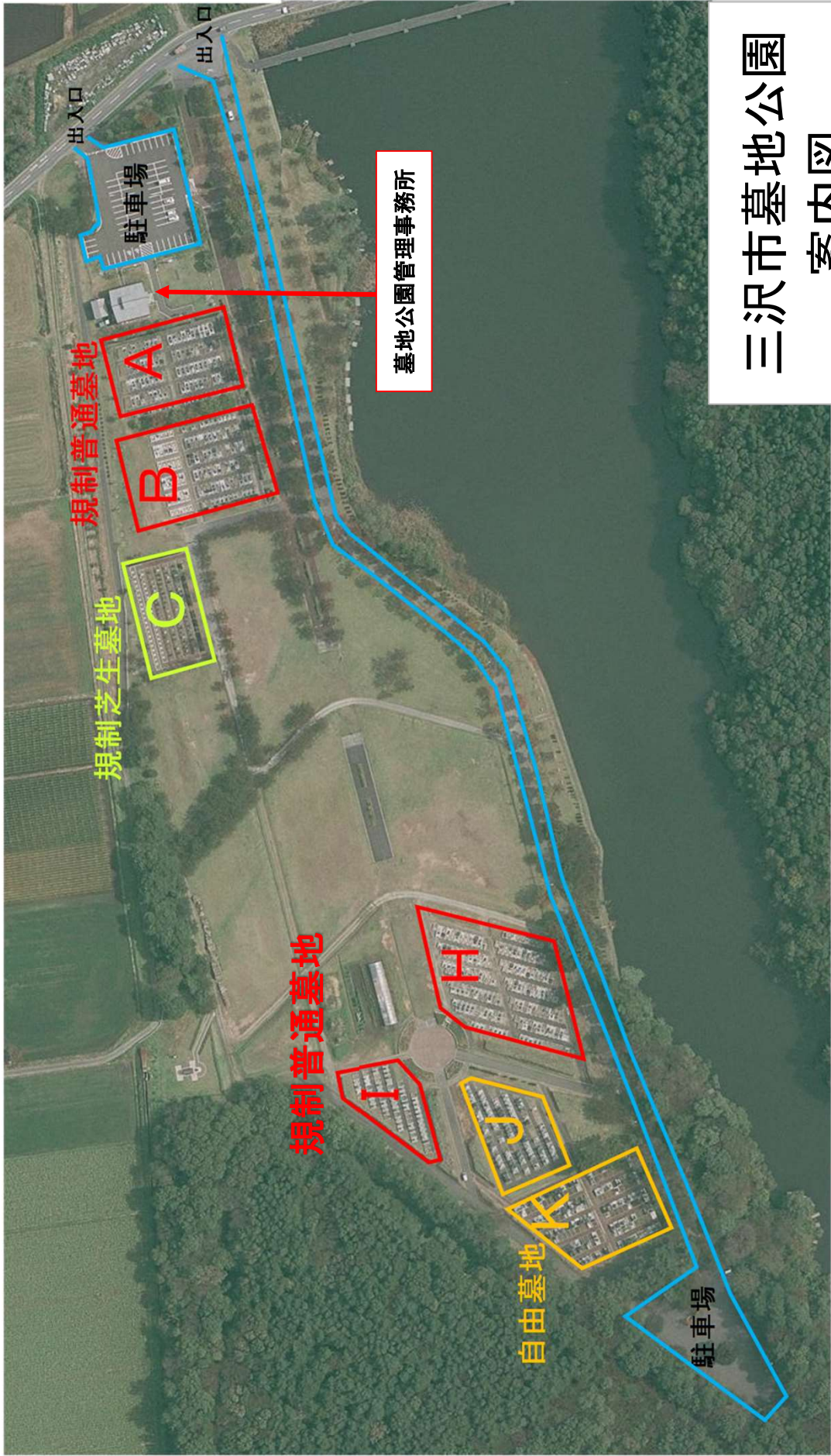
完成時区画数 約2,300区画

三沢市墓地公園管理事務所 TEL:0176-54-4304

開館時間:午前8時45分から午後4時30分

位置図





1. 使用者の資格

1. 三沢市に住所又は本籍を有している方
2. 過去において三沢市に住所又は本籍を有していた方

※いずれも代理人が必要です。

(代理人は、墓地を使用するにあたり発生する義務を使用権者にかわり負うものとします。)

2. 墓地の規格と料金

令和元年10月1日改正

種類		間口	奥行	面積	永代使用料	管理手数料	
規制墓地	芝生	C	2.0m	2.0m	4㎡ (1.2坪)	108,360円	2,960円/年
	普通	A,B, H,I	2.0m	2.5m	5㎡ (1.5坪)	175,600円	3,700円/年
自由墓地		J	2.0m	2.5m	5㎡ (1.5坪)	165,550円	3,700円/年
		K	2.0m	3.0m	6㎡ (1.8坪)	240,840円	4,440円/年

3. 永代使用料と管理手数料

永代使用料とは...

墓地は、分譲するのではなく永久にお貸しすることになります。したがって、その代金としてお支払いただくのが永代使用料です。

※墓地を返還しても、永代使用料は還付されません。

管理手数料とは...

墓地の共有部分の維持管理費です。

※年度途中において墓地使用許可を受けた場合も全額納入していただきます。

支払時期と支払方法

永代使用料と初年度分の管理手数料は、墓地使用許可申請時に、市役所1階青森銀行派出所で納入していただきます。

次年度以降の管理手数料は、口座振替、又は納入通知書により金融機関窓口でお支払ください。

三沢市内の金融機関窓口で納入される場合は、振込手数料は無料ですが、ATMや市外の金融機関で納入される場合は、振込手数料がかかります。

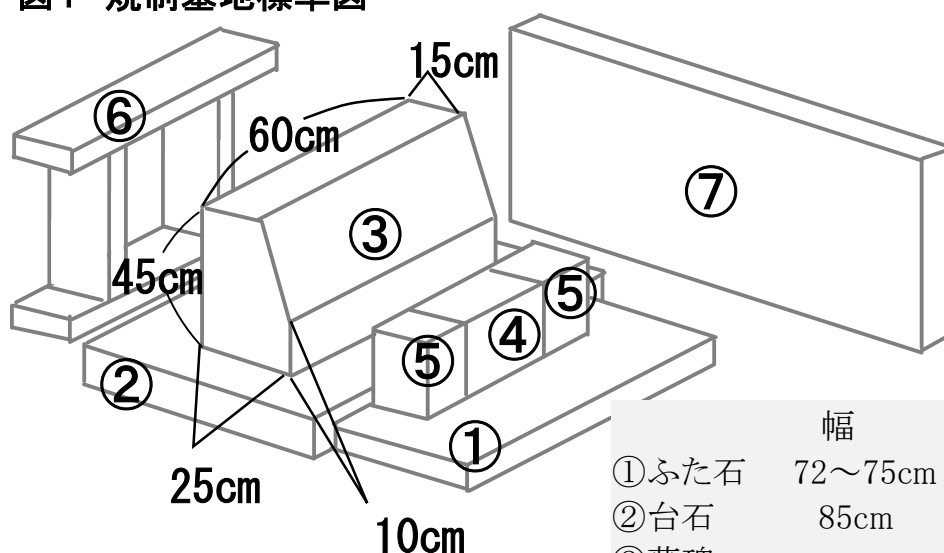
口座振替日…毎年5月末日

納入通知書発送…毎年5月初め（納期限は6月末）

4. 墓地の種類による墳墓の構築制限等

	規制墓地 納骨棺(カロート)有	自由墓地 納骨棺(カロート)なし
囲障 (外柵)	芝生墓地 : なし 普通墓地 : あり ※いずれも原状の変更不可	高さ1m以内 材料:木造、石造、コンクリート造、 生垣その他市長が管理上 適当と認めるもの
墓碑及び これに類 する設備 について	①ふた石 ④線香立て ②台石 ⑤花立て ③墓碑 ⑥塔婆立て ⑦墓誌 決められたサイズで設置。 (図1参照) ※上記以外の物は設置不可。	高さ2m以内 ※高さとは、ふた石の底面部から 設備の最高部までとする。
樹木の 植栽	できません。	高さ1.5m以内に常に整枝整形 され、隣地に支障を及ぼさない 程度のもの。

図1 規制墓地標準図



	幅	奥行	高さ
①ふた石	72~75cm	× 35~39cm	× 6~9cm
②台石	85cm	× 52~55cm	× 15cm
③墓碑	60cm	× 15cm	× 21cm
④線香立て	30cm	× 15cm	× 21cm
⑤花立て	15cm	× 15cm	× 21cm
⑥塔婆立て	60cm	× 15cm	× 60cm
⑦墓誌	70cm	× 6cm	× 60cm

※④~⑦はそれ以内であればよい。

5. 墓地使用上の注意

●墓地使用許可証について

墓地使用許可証がないと墳墓構築工事、埋葬又は改葬等ができませんので大切に保管してください。

紛失又は、汚損した場合は、再交付できます。(8ページ参照)

●住所等の変更について

使用権者及び代理人の住所、本籍、電話番号等に変更があった場合は、速やかに届け出てください。(8ページ参照)

●使用権の消滅、取消しについて

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用権が消滅します。

- ①使用権者が住所不明又は生死不明となり、5年を経過したとき。
- ②使用権者が死亡し、2年を経過しても継承手続きがなされないとき。

(2) 次のいずれかに該当する場合、使用権が取り消されることがあります。

- ①使用権者が墓地を転貸したとき。
- ②使用権者が許可の目的以外に使用したとき。
- ③使用権者又は代理人が管理手数料を5年間納入しないとき。
- ④三沢市墓地公園条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

●墓地の返還について

墓地が不要となったときは、速やかにその場所を申込み時の状態に復して返還してください。(10ページ参照)

なお、永代使用料は還付されません。

6. 墓地区画の管理について

(1) 墓地区画内の除草及び管理は、各自でお願いいたします。

なお、ごみやお供物等については持ち帰るようお願いいたします。

(2) 墓域内の通路の除雪は、春彼岸の期間中のみ行います。

※冬期間の法事等でお墓参りを予定する方は、通路の除雪を行いますので事前に墓地公園管理事務所(TEL 0176-54-4304)までご連絡ください。

(3) お墓の場所について問い合わせを受けた場合、教えて欲しくない方は申し出てください。

墓地申込み

1. お申込み区画(墓地)は、必ず現地を確認してください。
現地に墓地公園管理事務所がありますので、管理人の案内を受けてください。
墓域により墓石等の規制が異なりますので、よく検討してください。
※管理人は、敷地内で作業中の場合がありますので、
事前の電話連絡をおすすめします。
墓地公園管理事務所 TEL 0176-54-4304

2. 希望区画を決めたら、三沢市役所3階の都市整備課で申込みの手続きをしてください。
時間:午前8時15分～午後4時30分
※土日・祝日はお休みです。

お申込みに必要な書類等

- ① 墓地使用許可申請書
(三沢市役所ホームページよりダウンロードできます。)
※使用者及び代理人のそれぞれの署名が必要です。
- ② 使用者及び代理人の住民票各1通
(本籍の記載があるもの)
- ③ 使用者が、三沢市外在住の場合、使用者資格を証する書類1通(戸籍抄本、戸籍附票等)
- ④ 永代使用料及び初年度管理手数料
- ⑤ 手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ⑥ (使用者本人が手続きに来られない場合は)委任状

3. 手続き終了後、墓地使用許可証を後日郵送いたします。
お急ぎでその場でほしい方は、申し出てください。

墳墓構築申請

墓石を建立する場合は、墓石の業者に依頼して、墳墓構築申請書を提出してください。その際、墓地使用許可証を業者へお持ちください。

※墳墓構築申請書は、三沢市役所ホームページよりダウンロードできます。

使用権者変更申請(名義変更)

使用権者は、相続人又は親族に変更することができます。使用権者が死亡し、2年経過しても使用権者の変更がなされない時は、使用権が消滅されますので、速やかに手続きしてください。

使用権者の変更に必要な書類等

①使用権者変更申請書

(三沢市役所ホームページよりダウンロードできます。)

※新使用権者及び新代理人のそれぞれの署名が必要です。

②新使用権者と新代理人の住民票(本籍の記載があるもの)

③前使用権者と新使用権者の関係がわかる書類(戸籍謄本等)

④前使用権者の同意書(譲渡の場合)

⑤墓地使用許可証

⑥手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等)

⑦(新使用権者本人が手続きに来られない場合は)委任状

⑧変更手数料 200円

受付場所 … 三沢市役所 本館3階 都市整備課

午前8時15分～午後4時30分

※土日・祝日はお休みです。

住所等の変更届

引越しや婚姻等で使用権者又は代理人の住所、氏名又は本籍等が変わった場合は、速やかに以下の書類を提出してください。

変更届に必要な書類等

- ①住所等変更届(三沢市役所ホームページよりダウンロードできます。)
- ②住所又は氏名を変更した者の住民票(本籍の記載があるもの)、
本籍を変更した者の戸籍謄本
- ③墓地使用許可証
- ④手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ⑤(使用権者本人が手続きに来られない場合は)委任状

※手数料はかかりませんので、郵送も可です。

墓地使用許可証の再交付

紛失又は汚損した場合は、再交付できます。

再交付に必要な書類等

- ①墓地使用許可証再交付申請書 (三沢市役所ホームページよりダウンロードできます。)
- ②(汚損した場合は)墓地使用許可証
- ③手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ④(使用権者本人が手続きに来られない場合は)委任状
- ⑤再交付手数料 200円

受付場所 … 三沢市役所 本館3階 都市整備課
午前8時15分～午後4時30分
※土日・祝日はお休みです。

埋葬（他墓地からの改葬も含む）

埋葬する際は、事前に**墓地公園管理事務所**へ埋葬日時を連絡して、当日は必要書類をお持ちになり、墓地公園管理事務所へお越しください。

※納骨の際、墓石（ふた石）を動かすのが難しいこともありますので、事前に現地をご確認いただき、ご自身でできない場合は、葬儀業者や石材店等に依頼してください。

埋葬する際に必要な書類

①埋葬許可証、又は改葬許可証

市役所市民課等で火葬・埋葬許可証として2部発行され、火葬の際に火葬場へそのまま提出しますが、火葬後に1部戻ってきますので、それをお持ちください。他の墓地からの改葬の場合は、お骨が埋葬されている墓地が所在する市町村役場から改葬許可証をもらってください。

②墓地使用許可証

紛失した場合は、再交付申請してください。（8ページ参照）

許可証の名義が、亡くなった方の名義のままでは、埋葬できませんので、使用権者変更申請をしてから埋葬してください。（7ページ参照）

他の墓地への改葬

当墓地公園へ埋葬されているお骨を他の墓地へ改葬する際は、以下の順で手続きをしてください。

- ①三沢市役所市民課で、改葬許可証交付申請書をもらう。
- ②市民課でもらった用紙を三沢市役所都市整備課に持って行き、埋葬証明の欄を記入してもらう。
- ③都市整備課で記入してもらった状態の改葬許可証交付申請書を市民課に提出し、改葬許可証をもらう。
- ④当墓地からお骨を取り出す日が決まったら、事前に**墓地公園管理事務所**へ連絡する。当日は、改葬許可証と墓地使用許可証を、墓地公園管理事務所で提示する。
- ⑤新たに埋葬したい墓地へお骨と改葬許可証を持って行く。

※お骨を取り出す際、墓石（ふた石）を動かすのが難しいこともありますので、事前に現地をご確認いただき、ご自身でできない場合は、葬儀業者や石材店等に依頼してください。

墓地の返還

墓地が不要となったときは、以下の順で返還の手続きをしてください。
なお、永代使用料は還付されません。

- ①墳墓構築、埋葬等している場合は、原状に復してください。
 - ・お骨の改葬は、9ページ参照
 - ・墓石の撤去などは、石材店等業者へ直接お問い合わせください。
- ②原状に復した状態を墓地公園管理事務所の管理人に確認してもらい、確認した旨を記入した墓地返還届と以下必要書類を都市整備課へ提出してください。

返還に必要な書類等

- ①墓地返還届
(三沢市役所ホームページよりダウンロードできます。)
- ②墓地使用許可証
- ③管理手数料未払い分
管理手数料分の未納がある場合は納入をお願いします。
- ④手続きする方の本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ⑤(使用権者本人が手続きに来られない場合は)委任状

※使用権者が亡くなり、親族の方が返還手続きをする場合は、使用権者と手続きをする方の関係がわかる書類(戸籍謄本等)も提出してください。

受付場所 … 三沢市役所 本館3階 都市整備課
午前8時15分～午後4時30分
※土日・祝日はお休みです。